

【チェック項目】

- ☑ ①日本産科婦人科学会の「医学的適応による未受精卵子、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する登録」の認定を受けた施設である
- ☑ ②本申請書と、以下の③-⑦の書類を合わせて日本産科婦人科学会倫理委員会がん・生殖医療施設認定小委員会へ提出する
- ☑ ③厚生労働行政推進調査事業費補助金がん対策推進総合研究事業「厚労科研費(がん政策研究事業)小児・AYA世代がん患者に対する長期生殖機能温存に関わる心理支援体制の均てん化および適切な長期検体温存方法の提案に向けた研究」への協力施設の承認書類
- ☑ ④日本がん・生殖医療学会が管理する日本がん・生殖医療登録システム(JOFR: Japan Oncofertility Registry)による登録事業への参加施設承認書類
- ☑ ⑤日本産科婦人科学会専門医の常勤の証明書類(※5、6)
- ☑ ⑥日本生殖医学会生殖医療専門医の常勤の証明書類(※5、6)
- ☑ ⑦「実施医師」、「意思決定支援の資格者」全員の履歴書
- ☑ ⑧都道府県が認可する妊孕性温存実施施設としての承認書類(※7)

※5: 日本産科婦人科学会専門医及び日本生殖医学会生殖医療専門医は同一医師でもよい。

※6: ⑤、⑥が同一人物の場合は、常勤の証明は1通で可

※7: ③-⑦と本申請書による申請により、妊孕性温存療法実施医療機関の仮承認機関となります。仮承認書類を各都道府県自治体に提出することにより自治体の指定する妊孕性温存実施医療機関の認定を受けられます。その際、認定証が交付されますので、その書類を本学会に提出することにより、最終的に本学会が認定する妊孕性温存療法実施医療機関となります。